

公益社団法人空気調和・衛生工学会
SHASE技術フェロー制度に関する規程
平成25年5月14日 理事会制定
平成30年3月16日 理事会改定

(制度)

第1条 SHASE 技術フェロー制度(以下、「技術フェロー」という。)とは、極めて高度な技術を有し、空気調和・衛生工学関連分野の技術向上と領域拡大に大きな貢献をしている正会員に対し、感謝と尊敬の意を表して授与する称号授与制度とする。技術フェローは、会員種別とは別の称号とする。

(目的)

第2条 本規程は、技術フェローを極めて高度な専門技術者として位置付け、称号取得者が技術の更なる発展と学会活動の一層の活性化に寄与し、もって空気調和・衛生工学と工業の発展を図るために、適切かつ円滑な技術フェローの認定等、制度の運営について定めることを目的とする。

(任務)

第3条 技術フェローは、専門技術の発展を通して学会活動の活性化に寄与することを基本任務とする。特に設備技術者継続能力開発システム(以下、「SHASE-CPD」という。)の活動支援(講習会等の講師等)を通して、学会活動に協力し、また自らもSHASE-CPDに参加する等自己研修活動を実践し、会員及び空気調和・衛生設備技術者の模範となる活動を行うものとする。

(選考委員会)

第4条 本規程に定める目的を達成するため、技術フェロー選考委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

2 委員会の構成は次のとおりとする。

委員長 1名(会員・情報理事)

副委員長 2名以内(会員・情報理事)

委員 委員長が指名するもの

3 委員長は各年度、委員候補者を選考し、理事会の承認を得る。

4 委員のうち一定数を技術フェロー資格保有者とする。

5 委員会における決定は出席委員の三分の二以上の賛成を必要とする。

6 委員会は、毎年予め認定する定数を定め、理事会の承認を得る。

7 委員会は、技術フェロー候補の選考の他、本規程に基づく制度の運営を行う。

(技術フェローの認定)

第5条 委員会が推薦した候補者の中から、理事会の議を経て技術フェローを決定する。

2 認定された技術フェローには、認定証を交付する。また、認定証には分野を表示する。

3 技術フェローの認定者数は、正会員数の3%程度を目安とし理事会で決定する。

(応募の必須条件)

第6条 応募の必須条件は次のとおりとする。

- (1) 行政、研究、開発、設計、施工等の分野で現在、技術者または研究者として活躍している者及び指導的立場で活躍している者(いわゆる第一線で活躍している者。)
- (2) 具体的専門分野において高度な研究者、技術者である者
- (3) 学生会員歴、正会員歴の累積が15年以上を経過した者
- (4) SHASE-CPD履歴登録の累積取得ポイント数が250ポイント以上取得している者

(応募の方法)

第7条 必須条件を満たした者は、応募することができる。

- 2 現職の代表理事、会員・情報理事および技術フェロー選考会委員は応募することができない。

(候補者の選考)

第8条 委員会は、審査により技術フェローとして推薦すべき会員(以下、「候補者」という。)を選考する。選考基準は委員会が別に定める。

(選考基準の公開)

第9条 選考基準は公開する。また、二次選考を行った場合は、認定者の最低点数を公表する。

(技術フェローの義務)

第10条 技術フェローは教育普及活動への参画の他、情報の提供、発信により学会活動に寄与する。

- 2 技術フェローは委員会、支部等から依頼があった場合は積極的に協力する。

(称号の返上・取り消し)

第11条 技術フェローの称号は、返上することができる。また、次の各号に該当する場合は称号を取り消す。

- (1) 定款第8条に定める任意退会したとき
- (2) 定款第10条により会員資格を喪失したとき
- (3) 正会員から特別会員になったとき
- (4) フェローの趣旨に反する不適切な行為があり、理事会の議を経たとき

(改廃)

第12条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附則

1. 本規程は、平成25年5月14日から施行する。